

認定書

国住参建第 520 号
令和 4 年 5 月 23 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、令和 3 年 12 月 24 日付け国住参建第 2487 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
SNNNNNN-12069-1
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH40P1 - 10.0m 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法) の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 524 号
令和 4 年 5 月 23 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、令和 3 年 12 月 24 日付け国住参建第 2512 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
SNNNNNN-12070-1
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH40P1 - 15.0m 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法) の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 525 号
令和 4 年 5 月 23 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、令和 3 年 12 月 24 日付け国住参建第 2513 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
SNNNNN-12071-1
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH40P1 - 20.0m 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法) の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 526 号
令和 4 年 5 月 23 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、令和 3 年 12 月 24 日付け国住参建第 2514 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
SNNNNN-12072-1
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH40P4 - 10.0m 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法) の通り

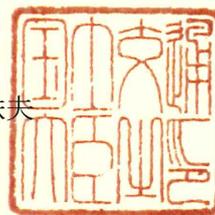
(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 527 号
令和 4 年 5 月 23 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、令和 3 年 12 月 24 日付け国住参建第 2515 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
SNNNNN-12073-1
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH40P4 - 15.0m 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法) の通り

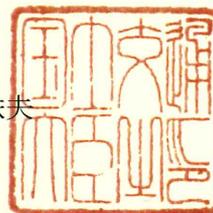
(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 528 号
令和 4 年 5 月 23 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、令和 3 年 12 月 24 日付け国住参建第 2516 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
SNNNNN-12074-1
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH40P4 - 20.0m 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法) の通り

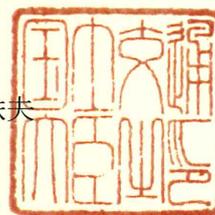
(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 529 号
令和 4 年 5 月 23 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、令和 3 年 12 月 24 日付け国住参建第 2517 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
SNNNNN-12075-1
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH40F60k 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法) の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 530 号
令和 4 年 5 月 23 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、令和 3 年 12 月 24 日付け国住参建第 2518 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
SNNNNN-12076-1
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH30P1 - 10.0m 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法) の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 531 号
令和 4 年 5 月 23 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、令和 3 年 12 月 24 日付け国住参建第 2519 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
SNNNNN-12077-1
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH30P1 - 15.0m 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法) の通り

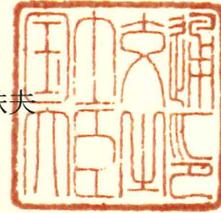
(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 532 号
令和 4 年 5 月 23 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、令和 3 年 12 月 24 日付け国住参建第 2520 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
SNNNNN-12078-1
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH30P1 - 20.0m 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法) の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認 定 書

国住参建第 533 号
令和 4 年 5 月 23 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、令和 3 年 12 月 24 日付け国住参建第 2521 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
SNNNNNN-12079-1
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH30P4 - 10.0m 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法) の通り

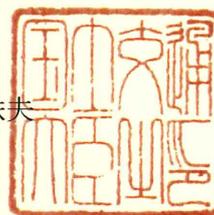
(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 534 号
令和 4 年 5 月 23 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、令和 3 年 12 月 24 日付け国住参建第 2522 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
SNNNNNN-12080-1
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH30P4 - 15.0m 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法)の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認 定 書

国住参建第 535 号
令和 4 年 5 月 23 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、令和 3 年 12 月 24 日付け国住参建第 2523 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
SNNNNNN-12081-1
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH30P4 - 20.0m 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法) の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 536 号
令和 4 年 5 月 23 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、令和 3 年 12 月 24 日付け国住参建第 2525 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
SNNNNN-12082-1
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH30F60k 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法)の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 986 号
令和 4 年 6 月 21 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
SNNNNNN-12201
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH30P1 - 5.0m 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法) の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 987 号
令和 4 年 6 月 21 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号ロの規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
SNNNNNN-12202
2. 認定をした構造方法等の名称
電波タワーH40P1 - 5.0m 型における構造方法
3. 認定をした構造方法等の内容
・別添(工作物の構造方法) の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。